

平成 29 年度 第 3 回猿払村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 9 月 12 日 (火) 13 時 30 分から 14 時 20 分

2. 開催場所 猿払村役場 3 階 委員会室

3. 出席委員 (10 人)

会長	10番	円丁会長
委員	1 番	水野委員
	2 番	羽鳥委員
	3 番	早坂委員
	4 番	港委員
	5 番	大武委員
	6 番	仲野委員
	7 番	木村委員
	8 番	森 委員
	9 番	宮尾委員

4. 議事日程

第 1 会期決定

第 2 会議録署名委員の指名について

第 3 事務報告

第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見について

第 5 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について

第 6 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 7 議案第 4 号 農地利用状況調査について

第 8 その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 小林局長

事務局次長 浮中次長

農地係長 林係長

6. 会議の概要

円 丁 会 長 ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達しておりますので平成29年度第3回総会を開催いたします。日程に入る前に一言ごあいさつ申し上げます。

皆さん、忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。今月に入りまして、好天気が続き、牧草の収穫も順調に進んだかと思います。先月のですね、7日の日に宗谷地区農業委員会の連合会の臨時総会に行ってまいりました。で宗谷管内7市町村ある中で枝幸以外の6つの市町村で農業委員会の改選が行われまして、枝幸につきましては歌登との合併時期に農業委員会の改選をしたようで来年度が改選時期になっているそうです。浜頓別につきましては前会長がそのまま再任されて、7市町村の内ですね、5つの市町村で、新しい会長さんが来たと。その中で宗谷地区の農業委員会連合会の会長を決めるということだったんですが会長になりますとですね、ルールはないそうですが、一般社団法人北海道農業会議常設審議委員になるそうです。それと一般世帯社団法人北海道農業会議の理事にもなるそうで、これ非常に大変なんだそうです。会長になった地区の市町村の事務局は宗谷の事務局をするということでこれは一番大きな稚内市にお願いするしかないだろうということで、稚内市の農業委員会の会長さんが宗谷の会長をするということが慣例になっているそうです。それで稚内の農業委員会の会長の金村さんという人が宗谷の会長になったんですけども、この金村さんという人は非常に多忙な方だそうです。その多忙な金村さんがですね、宗谷の会長を引き受けたということで。そして、副会長を選ぶときにその金村さんみたいな多忙な方が会長なったんだからここは俺が立候補しなきやなんないということで副会長に私が立候補して私が副会長になったと。でもまあ立候補しないでも猿払村が副会長になるということは前から決まっていたようなんですけどもここは男気を出してですね、立候補したという報告いたしときます。本日も数件の案件があります、あるようなので皆さんのお慎重審議をお願いいたします。

それでは座って続けさせていただきたいと思います。

円 丁 会 長 日程第1、会期の決定について。会期は本日1日限りといたしますが、これにご異議ございませんか。

一 同 (異議なしの声)

円 丁 会 長 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第36条の規定により3番早坂裕君、4番香港英一君を指名いたします。

日程第3、事務報告。内容について事務局より報告いたします。

小林局長

日程第3、事務報告。平成29年7月21日から平成29年9月1日までの事務報告となります。7月21日、平成29年度の農業委員会臨時総会、また、第2回の農業委員会総会をこの場にて開催をしております。続きまして8月7日、宗谷地方農業委員会連合会臨時総会を稚内市の方で開催をしております。円丁会長と私の方で出席をさせていただきました。今の会長のごあいさつの中にもありましたが今回、この臨時総会の案件につきましては3議事の方を総会にかけ、決定をしたところでございます。1つ目は、先ほどの話もありましたが役員の改選ということで宗農連、宗谷地方農業委員会連合会の会長が稚内市の金村会長と。副会長に猿払村の円丁会長。理事2名につきましては、浜頓別町の小川会長、枝幸町の高橋会長が選任となっております。先ほどのお話と重複になってしまいますが、一般社団法人北海道農業会議の常設審議委員、また、理事につきましても稚内市の金村会長が選任されたところであります。続きまして8月22日から24日、平成29年度の市町村農業委員会事務局長の研修会が札幌市で開催されております。私の方で出席をさせていただきまして、内容につきましては農業委員会を取り巻く情勢、また、農業委員会法、農地法に基づく農業委員会の業務についてのお話となっております。またメイン的なお話につきましては、今年度から農地利用最適化交付金事業の活用についてということでこの説明がいろいろとございまして、今後そういう付交付金を活用するかしないかというものについては今後検討していくかなければならないという形になっております。

内容については以上です。

円丁会長

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。内容について事務局より説明いたします。

小林局長

日程第4議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第3条の規定による許可申請の提出がありましたので、ご審議願います。平成29年9月12日提出、猿払村農業委員会会长円丁辰夫。

内容につきましては譲り渡し人、狩別の〇〇〇〇さん、譲り受け人に狩別の〇〇〇〇となってございます。

畠面積が34筆でトータル790, 860m²。採草放牧地につきましては3筆で53、350m²となってございます。許可期間につきましては平成29年9月12日から平成39年の9月11日まで10年間、となっております。使用貸借での貸し付けとなってございます。次のページからは許可をする、土地の内訳をつけさせていただいております。それと農業委員会総会の附属資料の議案第1号という見出しがございますのでそちらの方ご覧いただきたいと思います。

今回の内容につきましては、この農地法第3条の審査表に基づいて各項目の該当するものにつきまして適正なのか、適正じゃないのかという判断をしてチェックをした表がこちらの表になってございます。農地法第3条の許可要件といたしましては8項目が該当となりますのでこの第2項第1号から第2項の第7号について判断理由を掲載しております。事務局の方では法律に基づきながら判断理由をこちらの方に記載をさせていただいて適否の部分については、今回の案件については適するという形になってございますので、この3条の許可については許可相当であるということを申し添え、説明とさせていただきます。でもう一枚めくって頂ければ今回の農地の位置図がついてございますので、こちらの方でご確認をお願いいたします、以上です。

円丁会長

ただいまの件について質疑を承ります。

森委員

二つほど教えていただきたいんですけども、株式会社〇〇〇〇は登記されたのはいつになるのかっていうことと、もう一つは、農地はこれで全てこの中に含まれるのか、これ以外にもまだ農地があるのか、の確認なんですが。

小林局長

〇〇〇〇の定款と、こちらの方に登記簿があるんですが会社設立をした部分につきましては、平成29年の8月21日。こちらが会社設立の日となってございます。で、農地につきましては。

林係長

〇〇〇〇さんが所有しているものはこちらが全です。

森委員

わかりました、以上です。

円丁会長

他にございませんか。

質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

一 同

(異議なしの声)

円 丁 会 長

異議なしと認めます。よって日程第4議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についてを原案どおり可決決定いたします。

日程第5議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。本案については私自身にかかわりますので議事参与の制限に該当します。農業委員会等に関する法律第31条の規定により退席をいたします。進行は一旦職務代理者に変わります。

水 野 代 行

それでは引き続き、議事を進めさせていただきます。議案第2号の内容について事務局より説明いたします。

小 林 局 長

日程第5議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請の提出がありましたのでご審議願います。平成29年9月12日提出、猿払村農業委員会会長円丁辰夫。

内容につきましては芦野2162の1。地目現況畠。面積94, 889m²のうち920m²であります。

こちらにつきましては先ほども見ました附属資料の議案第2号の見出しをめくっていただきまして、こちらの方にも今回のこの農地法第4条の審査表の方を掲載してございます。で、この中身につきましても、まず立地基準だと一般基準、添付書類等を確認したなかでこの審査表の方を作成をしてきたところでございます。まず立地基準といつしまして、農地の区分の判断といつしましては一番上の農用地区域内の農地となってございます。上記に判断した理由といつしましては当該地は農振整備計画における農用地区域内にある農地であるが、別途計画変更の、これから変更が必要だということがありましてこちらの方の手続きとなっております。一般基準の中身につきましては資金の流れだとかですね、あとはやる中身も踏まえ、また事業の目的等も確認した結果、大丈夫であろうということの確認がとれてますので、こちらの方についても該当する欄につきましては丸という形になってございます。括弧2番の被害防除、こちらの方についてもそういう恐れがないということでの判断とさせていただきました。括弧4番の農振法上の手続きは今進めている、軽微な変更ということで進めさせていただいてございます。あと添付書類の部分についていただいたものを確認しながら、最終的にはこの転用については妥当という形の判断をさせていただきました。で一番最後の方に転用する現況図とですね、今回育成舎プラス堆肥盤をこういう形で作りたいという申し出があり

ましたので、そのレイアウトが記載されているかとございます。内容については以上です。

水野代行 ただいまの件について質疑を賜ります。何か質問ありませんか。質疑がなければ、本案を可決することにご異議ございませんか。

一 同 (異議なしの声)

水野代行 異議なしと認めます。よって、日程第5議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを原案どおり可決決定いたします。円丁会長に入場をお願いし、以降の進行は、会長に戻ります。

円丁会長 日程第6議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。本案については議事参与の制限に該当しますので、農業委員会等に関する第31条の規定より1番水野委員に退席を命じます。
内容について事務局より説明いたします。

小林局長 日程第6議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。下記の者にかかる農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。平成29年9月12日提出、猿払村農業委員会会长円丁辰夫。内容につきましては、土地の表示浜鬼志別810番の1から浜鬼志別2112番の5まで16筆。トータル合わせて475, 371m²でございます。譲り渡し人といたしましては北海道農業公社。で、譲り受け人といたしましては○〇〇〇となっており、所有権移転時期、この総会後、平成30年1月31日に売渡しの時期となってございます。対価につきましては14, 484, 000円となってございます。でこちらの方につきましても別紙附属の資料議案第3号の見出しをおめくりいただきてそちらの方にも今回の内容についての審査表の方を記載させてございます。こちらの方についても基盤強化法の条件要項に照らし合わせて判断理由として記載させていただきました。今回の件についても問題ない、適という判断をさせていただいて大丈夫だろうという判断でこちらの方の総会の方に、提出をさせていただきました。でもう1枚めくつけていただきますと現況の、農地の場所を記載した図面の方つけさせていただいております。また補足なんですが今回、5年前に○〇〇〇さんの土地を保有合理化事業で買った土地を今回○〇〇〇さんの方に売買をするという形となってございますので、皆さんのご審議の方よろし

くお願いいいたします。以上です。

円 丁 会 長 ただいまの件について質疑を受け賜ります。

森 委 員 一ついいですか。これ大体、あの近辺だって大体分かるんですけれど、大体これぐらいの値段、単価なんでしょうかね、実質的には。

小 林 局 長 合理化事業の場合、標準値っていつも決めるんですよね毎年。で、猿払の場合標準値決めるときって北の場所と南の場所と二つ別れて設定するんですよね。で南はいつも浅茅野台地の方で、平米40円なんで反4万円。で北の方は平米35円っていうのも標準値で決めて、そこから大体2割増減ぐらいでの中公社の担当者が現地を見てこのくらいだったら妥当ですねっていうで判断していただいた金額がこのくらいの金額なんですけど、あくまでもその金額を決めるときってこれは筆の面積になっている部分があるんですけどその筆でもこう、何というんですかね、全部が畑になってると、8割ぐらいになってるところがあるじゃないですか。で計算は必ずその8割使ってるとこだけを計算するので。だからといってその2割いらないから削って、それは要らないよってわけにもいかないのでお金を計算するときにはほんとに実質、ほんとに耕作してるところにその単価を掛けてやるので、実質割るとちょっと数字的には反当たりのお金が少なくなってしまうのは、ま、そういう裏資料で計算した積み上げがこの金額になってるっていう形になるんです。

森 委 員 わかりました、ありがとうございます。

円 丁 会 長 よろしいですか。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

一 同 (異議なしの声)

円 丁 会 長 異議なしと認めます。よって日程第6議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを原案どおり可決決定いたします。
水野委員に入場をお願いいたします。

日程第7議案第4号、農地利用状況調査についてを議題といたします。内容について事務局より説明いたします。

小林局長

日程第7議案第4号、農地利用状況調査について。農地法第30条に規定する利用状況調査を平成29年8月21日に実施した結果、一部に耕作の目的に供されておらず、また、引き続き耕作の目的に供さないと見込まれる農地があつたことから当該農地を遊休農地と認めるについてご審議願います。平成29年9月12日、猿払村農業委員会会长円丁辰夫。

内容につきましては別紙、もう一枚めくっていただいて対象農地一覧ということで19筆、記載をさせていただいております。トータル面積では153,029m²となってございます。所有者につきましては○○○○さん。今後の手続といたしましては別紙利用意向調査書により農地法第32条の規定による農地利用を意向調査を速やかに実施をして意向を聴取して、今後の事務手続きの方に進めていきたいと思ってます。で、こちらの書いてる農地法第32条の規定による意向調査というものに対しては、本人に対する調査でありまして本人の方に今後どういうふうにその農地を使っていくのかということを調査することになってございます。附属資料の議案第4号の方に今回その利用状況調査をした結果の場所が黄色く色塗りにされた図面がついてるかと思います。またその対象農地の状況確認表といたしまして全部で19筆の現況のチェック、がどういった状況になっているのかというものの踏まえ、確認表の方をつけさせていただいてございます。写真で現地の状況がわかるような形での写真も、記載させていただきまして、最後の2枚の方なんですが、利用意向調査書ということで最後のページ、農地における利用の意向についてということで、本人の方にこういったことでその農地の利用の意向をどうしますかということでの文書を投げかけ、選択肢としてこちらの中段に書かさっている⑤までの、1つ目につきましてはその農地について中間管理機構がやる中間管理事業を利用するかと。それか、村がやってます円滑化団体での所有者代理事業を利用しますかと。いうものか、または自分自らその収益を目的とする利用権を設定をするか、また移転をするかということか。あとはもう自らまた耕作をするかという選択肢を本人の方に決めていただくことになってございます。その流れによってまた今後、その利用の状況に踏まえて事務的にどういう選択になるかは今後なんですが、選択肢によって、今後の事務を進め方をやってかなきやならないのかなというふうにございます。

内容については以上です。

円丁会長

ただいまの件について質疑を受け賜ります。

森委員

はいよろしいですか。あのこれ前回話があつた案件のやつですよね。

前回もちょっと思ったのは、その農地の転用が、過去のやつはなかなか厳しくてっていう話があって、で今回もう自分では使わない。その中間管理機構にやってもらっても、まあおそらく中間管理機構も手を出さないかもしれない。そうなった場合にはもう農地から外していくという。でこれは使い方によってはね、非常に非農地を簡単にする方法ですよね。まあもちろん優良農地であれば周りで使おうという人も出るだろうし、農地の存続になるんだけども、猿払の中では結構以前からも農地として適当で利用するのが難しいようなところも多々あるような話も出てて、そういう中でこういうやり方を、これからも進める、というのも変ですけれども、となるとどうなのかなという感じもあるんですよね。つまり、農地から外してほかに何に使うかは別としてもですけれど、以前あったような非農地の基準、申請して云々というのも非常にあの厳しいんでということになると、安易な非農地が行われる可能性もあるのかなという危惧があるんですけど、その辺はどうお考え少ないものとお考えられてるのかなど。

小林局長

あの、今回この〇〇〇〇さんの土地については、意外とあそこではなかなか営農がしづらい土地だっていうのがまずメインでお話をさせていただいて、使ってもらうんであればだれか違う人もそこ使っていただいて、畑を畑として使ってもらうのが一番ベターなんで。なんですが、やっぱりこう、対外的な話があって、なかなかあそこは〇〇〇〇さんとの色んな因果関係があった土地で、あそこを使ってもいいですよって言ってもなかなか使いたがらない土地だったっていうのが正直なところであって、としたときにあそこをそのまま置いとけば本当に遊休農地になっちゃうし遊休農地なればなるほどその対策がどうなってますかって話がいろいろと出て来るのが多いので、今までなかなかそういう農地をどうするかってのはほんとに、使ってくださいお願いしますっていうような形で、お願いをしていってたのが現実なんですけども、こういった中間管理事業という事業がつくられたときに多分そういう農地がいっぱい出てきたかと思うんですよね。したときにそしたら最終的に本当に使えない、そういう農地であれば今回この流れ的にいけば、多分中間管理事業、まあ公社の方にその農地をまず、この農地使ってもらえないかいっていうかあの、公社の方に投げかけはするんですけど、まあそこで公社が、いやそこはもう農地として使えないわって言われちゃうともうそこは非農地扱いにして行くしかない部分があるので、あの、とりあえずはその、今の法律に基づいてうちらはこう動いてる部分は動いてるんではあるんですけど、先ほど森委員さんも言ったとおり、これありきでやればほんとに何でもできてしまうと言わされてしまえば何でもできちゃうふうにはなってし

まうんですけど。うちの農業委員会のスタンスとすればとりあえず農地は農地として使ってもらうってのがまず第一の前提なので。そこでどういった問題があったり、今後どういうことがあるのかっていうのがまず第二であって、そういうことをこう判断しながら、みんな委員さん方の意見を聞きながらそのことを進めていければなというふうに思ってるので、あまりこう簡単にうまく事を進めて、ていうことは考えていないですね。

森 委 員

わかりました。いや、あの、前々会長になるのかな、小尾会長も言われてて、農地としてどうも使つてはいるんだけども、まあ泥炭地であるとかね、山間部だとかっていうところでどうも農地としてのその利用価値があまり高くないところも農地のまんまで今のところはずつと使つていると。いうようなところを何とか対応をこれから先しなきやいけないんじやないかって話も出てきたときに、こういうやり方つてのは出てくると。例えば、まあ私森がね、まあそういう土地を一部持つてて、これだったらほらもう農地じゃなくて、外したいと農地から。そういう手続きしてくれない?って言って。で農地から外して、それをもう農地じゃないんだから、何か他の事業者に対してね、例えば産廃でも何でもいいですよ、そういうところに利用を、貸すなり売るなりというようなことも可能になってくるんですよね?っていうのがあって。そういう事に対して例えば行政サイドとしてはそういうのに対するなんらかの歯止めなりなんなりっていう手段を持つとかないと、ちょっと、権利だけで行けば、怖い状況にならないとも限らない可能性があるということだけちょっと留意しておいていただきたいなということです。この〇〇〇〇さんの土地に関してはもう経過も知っているんで、そこに関してはどうこうじやなくて、これが例となってそういう波及の仕方が起きない、起きづらいような形を考えといいていただきたいということです。以上です。

円 丁 会 長

他にございませんか。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

一 同

(異議なしの声)

円 丁 会 長

異議なしと認めます。よって日程第7議案第4号、農地利用状況調査についてを原案どおり可決決定いたします。

日程第8その他。その他として事務局から何かありますか。

林 係 長

すいません、事務連絡として僕から 1 点なんですが、毎年秋頃ですね、宗谷地方農業委員会連合会、あの略称宗農連と呼んでるんですけども、そちらの方で研修会を開催しております、昨年は猿払村において実施しておりました。それが今年日程だけまず決まったということでお知らせがありましたので、皆さんにも周知したいと思います。

11月1日、水曜日ですね。今年は豊富町で開催になります。時間の方はまだ来てはいないんですけども、去年の例でいけば研修会が1時半から4時まで。交流会が夜6時から8時までとなってますので、もし研修会だけに出られる方と、交流会にも参加できる方がいらっしゃればそれに対応するように事務局も対応いたしますので、ご検討のほどよろしくお願いします。

円 丁 会 長

以上をもちまして本日の日程をすべて終了いたしましたが、委員の皆様方から何かございませんでしょうか。なければこれで第3回農業委員会総会を終了いたします。本日はご苦労様でした。

議 長 円 丁 辰 夫

会議録署名委員

早 坂 裕

会議録署名委員

游 菜 一